

【 投票の方法 】

(期日前投票・不在者投票と投票日当日の投票は投票の方法が異なります。)

○期日前投票・不在者投票の投票方法

投票用紙には、「候補者の氏名」を記載してください。

※ 候補者の氏名以外の他事（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）を記載した場合、その投票は無効となることがありますので、ご注意ください。

○期日前投票（5月17日（金）～6月1日（土）、午前8時30分～午後8時）

投票日に用事のある方は、期日前投票をすることができます。投票場所等については、当ホームページ内でご確認いただけます。

ただし、一部の期日前投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

○不在者投票（5月17日（金）～6月1日（土）、午前8時30分～午後8時）

長期の旅行や仕事、引越（転出）などにより、現に選挙人名簿に登録されている市町村の投票所に行けないと見込まれる方は、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。

手続きについては、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会又は県の選挙管理委員会にお問い合わせください。

○投票日当日（6月2日）の投票方法

投票日当日の投票は「記号式投票」によって行われます。

投票用紙にあらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に○のスタンプを押すか鉛筆で○を付して投票してください。

○の印を押す用具は、各投票所に備え付けられていますので、これを利用してください。

※ ○の記号以外のものが書き込まれたりすると、その投票は無効になりますので、ご注意ください。

○投票日当日の投票（6月2日（日）、午前7時～午後8時）

ただし、一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

投票時間については、現在お住まいの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

○住所を移した場合の投票

- 平成31年2月16日～3月1日に、県内の他の市町村から県内の現住所の市町村に転入された方
令和元年5月31日までは、旧住所地での投票となります。
令和元年6月1日に現住所地の選挙人名簿に登録されるため、令和元年6月1日からは、現住所地で投票することができます。
5月31日までと6月1日（期日前投票）、2日（投票所における投票）とで、各々投票できる場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 平成31年3月2日以降に県内の他の市町村から転入してきた方は、以前お住まいの市町村で投票することになります。
その場合は、現在住んでいる市町村または以前お住まいの市町村のいずれかから「引き続き同一の都道府県の区域内に住所を有する」旨の証明書の交付を受けるか、投票所（期日前投票所）において引き続き県内に住所を有することの確認を受けることが必要になります。
- 県外から転入された方
平成31年2月16日～3月1日に、県外から県内の現住所地の市町村に転入された方は、令和元年6月1日に現住所地の選挙人名簿に登録されるため、令和元年6月1日から投票することができます。（5月31日までは投票することができません。）
6月1日（期日前投票）と6月2日（投票所における投票）とで、投票できる場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、最寄りの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

家族で、隣近所や友達で、職場で、声を掛け合い、投票所に足を運びましょう。

